

## 47. 101. 11

## 地域未来投資促進法の適用による

## 地域団体商標の商標登録出願に係る主体要件について

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律

(地域経済牽引事業計画の承認)

第十三条 促進区域において地域経済牽引事業を行おうとする者は、単独で又は共同して、主務省令で定めるところにより、地域経済牽引事業に関する計画（以下「地域経済牽引事業計画」という。）を作成し、当該促進区域を管轄する都道府県知事（地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含むときは、主務大臣。以下この項、次条第一項及び第二項、第二十二条第三項から第六項まで並びに第三十六条第一項において同じ。）の承認を申請することができる。この場合において、地域経済牽引事業を行おうとする者が共同して地域経済牽引事業計画を作成したときは、主務省令で定めるところにより、代表者を定め、これをその承認を受けようとする都道府県知事に提出しなければならない。

2 地域経済牽引事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 地域経済牽引事業の内容及び実施時期
- 二 地域経済牽引事業に必要な資金の額及びその調達方法
- 三 地域経済牽引事業の実施による経済的効果

3 地域経済牽引事業計画においては、次に掲げる事項を記載することができる。

- 一 地域経済牽引事業の用に供する施設に関する事項
- 二 地域経済牽引事業の用に供する施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積
- 三 地域経済牽引事業の実施に当たって、一般社団法人が第二十二条第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合の次に掲げる事項
  - イ 当該一般社団法人の名称及び所在地
  - ロ 当該一般社団法人の構成員たる資格に関する定款の定め（正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならないとするものに限る。）
  - ハ 第二十二条第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする商標に係る商品又は役務

四 (略)

4 都道府県知事は、第一項の規定による申請を受けた場合において、その地域経済牽引事業

計画が同意基本計画に適合すると認めるときは、その承認をするものとする。

5 (略)

6 都道府県知事は、第四項の規定による承認をしたときは、関係市町村長に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

7 主務大臣は、第一項の規定による申請を受けた場合において、その地域経済牽引事業計画が基本方針に適合するものであって、同意基本計画の達成に資すると認めるときは、その承認をするものとする。

8～9 (略)

10 主務大臣は、第七項の規定による承認をしたときは、関係市町村長及び都道府県知事に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(商標法の特例)

第二十二條 承認地域経済牽引事業者に一般社団法人(その定款において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。)が含まれる場合であって、当該一般社団法人が第十三条第三項第三号ハに掲げる商品又は役務(以下この条において「承認地域経済牽引商品等」という。)に係る地域団体商標の商標登録(商標法(昭和三十四年法律第二百七号)第七条の二第一項に規定する地域団体商標の商標登録をいう。以下この条及び次条において同じ。)を受けようとするときは、当該地域団体商標の商標登録について、当該承認地域経済牽引商品等に係る承認地域経済牽引事業計画の計画期間内に限り、当該一般社団法人を同法第七条の二第一項に規定する組合等とみなして、同法の規定を適用する。

2 前項の規定により組合等とみなされた一般社団法人が承認地域経済牽引商品等に係る地域団体商標の商標登録を受けた場合であって、当該承認地域経済牽引商品等に係る承認地域経済牽引事業計画(以下この項において「現行計画」という。)の計画期間内に、当該承認地域経済牽引商品等に係る他の地域経済牽引事業計画(計画期間の開始日が現行計画の計画期間の終了日の翌日以前のものに限る。)について、第十三条第四項又は第七項の規定による承認を受けたときは、当該地域団体商標の商標登録について、現行計画の計画期間の終了日の翌日から当該他の地域経済牽引事業計画の計画期間の終了日までの間に限り、当該一般社団法人を商標法第七条の二第一項に規定する組合等とみなして、同法の規定を適用する。

3～6 (略)

## 1. 主体要件の判断について

一般社団法人は、商第7条の2第1項に規定する組合等に含まれないが、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(通称:地域

未来投資促進法)の特例措置(同法第22条第1項又は第2項)が適用される場合に限り、前記組合等とみなされて、地域団体商標の登録主体となり得る。

一般社団法人による地域団体商標の商標登録出願があったときは、出願の際に提出された①地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく地域経済牽引事業計画の承認申請書(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十七条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令 様式第1)の写し、及び②地域経済牽引事業計画の承認に係る通知書(当該事業計画が都道府県知事等に承認された旨を証する書面)の写しにおいて、次の(1)から(5)までの事項を確認する。

これらの事項のうち、一つでも確認できない場合は、上記特例措置の適用がないため、商第7条の2の登録要件(主体要件)を満たさないと判断する。

なお、上記①及び②の提出の有無についての確認は、方式審査事項である。

- (1) 出願時<sup>1</sup>において、都道府県知事等<sup>2</sup>に承認された事業計画であること。
- (2) 査定時において、事業計画の計画期間(地域未来投資促進法第22条第1項又は第2項の適用を受け得る計画期間に限る。)内であること。
- (3) 出願人と事業計画に記載された一般社団法人とが同一であること(地域未来投資促進法第13条第3項第3号イ)。
- (4) 出願時<sup>3</sup>において、事業計画に記載された当該一般社団法人の構成員たる資格に関する定款の定めに参加自由の原則(正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定め)が規定されていること(地域未来投資促進法第13条第3項第3号ロ)。

<sup>1</sup> 地域未来投資促進法第22条第1項には、商標法の特例を受けることができる一般社団法人については、「承認地域経済牽引事業者」に含まれる場合である旨規定されていることから、当該一般社団法人が地域団体商標登録出願を行う場合には、その出願時に都道府県知事等に承認されていることが必要である。

<sup>2</sup> 地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含むときは、主務大臣の承認を申請することとなる。(地域未来投資促進法第13条第1項)

<sup>3</sup> 地域未来投資促進法第22条第1項には、商標法の特例を受けることができる一般社団法人については、「承認地域経済牽引事業者」に含まれる場合である旨、また、当該一般社団法人は「その定款において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。」とし、いわゆる参加自由の原則が規定されていることから、当該一般社団法人が地域団体商標登録出願を行う場合には、その出願時に上記参加自由の原則が定款に定められていることが必要である。

ただし、事業計画に定款の定めが記載されていない場合は、事業計画に添付された定款により上記加入の原則が規定されていること。

- (5) 願書に記載された指定商品又は指定役務と事業計画に記載された商品又は役務とが一致すること(地域未来投資促進法第13条第3項第3号ハ)。  
一致するか否かは、願書に記載された指定商品又は指定役務が事業計画に記載された商品又は役務の範囲に実質的に含まれているか否かで判断する。

(ア) 一致するものとみる場合

- ① 願書に記載された指定商品又は指定役務と事業計画に記載された商品又は役務の内容が一致すると認められる場合

(願書記載の指定商品・役務 — 事業計画記載の商品・役務)

(例) 青森県産リンゴ = 青森県産リンゴ

(例) 弘前市産リンゴ = 青森県弘前市産リンゴ

(例) 青森県の地域で生産されるリンゴ = 青森県産リンゴ

(例) 青森県産の小麦を原材料とするうどん麺, 青森県産の小麦を原材料とするうどんの提供 = 青森県で生産された小麦を使用したうどん麺, 青森県で生産された小麦を使用したうどんの提供

- ② 願書に記載された指定商品又は指定役務が事業計画に記載された商品又は役務に包含されていると認められる場合

(願書記載の指定商品・役務 — 事業計画記載の商品・役務)

(例) 青森県弘前市産リンゴ < 青森県産リンゴ

(例) 青森県青森市及びその周辺地域で生産されるリンゴ < 青森県産リンゴ

(例) 青森県弘前市産リンゴ < 青森県青森市及びその周辺地域で生産されるリンゴ

(例) 青森県青森市及びその近郊で生産されるリンゴ < 青森県産リンゴ

- ③ 願書に記載された指定商品又は指定役務と事業計画に記載された商品又は役務の内容が一致するとは認められなかったが、補正により、上記①又は②に該当するものとなった場合

(願書記載の指定商品・役務 — 事業計画記載の商品・役務)

(例) 青森県産リンゴ > 青森県青森市産リンゴ

- ⇒ 指定商品を「青森県青森市産リンゴ」に補正（上記①に該当）
- ⇒ 指定商品を「青森県青森市〇〇産リンゴ」に補正（上記②に該当）

(イ) 一致しないものとみる場合

- ① 願書に記載された指定商品又は指定役務と事業計画に記載された商品又は役務の内容とが一致しないが、要旨の変更となるため補正することができないとき。

（願書記載の指定商品・役務 — 事業計画記載の商品・役務）

（例） 山形県産リンゴ ≠ 青森県産リンゴ

⇒ 指定商品を「青森県産リンゴ」に補正不可

（例） 青森県弘前市産リンゴ ≠ 青森県青森市産リンゴ

⇒ 指定商品を「青森県青森市産リンゴ」に補正不可

（例） 青森県産さくらんぼ ≠ 青森県産リンゴ

⇒ 指定商品を「青森県産リンゴ」に補正不可

（例） 青森県で生産された小麦を使用したうどんの提供（役務） ≠ 青森県で生産された小麦を使用したうどん麺（商品）

⇒ 指定役務を「青森県で生産された小麦を使用したうどん麺」（商品）に補正不可

## 2. 上記以外の要件について

上記以外の要件については、地域団体商標に係る審査基準等の取扱いに従う。

（注）以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○ [「第7条の2（地域団体商標）」の審査基準](#)